

## 「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き」が改定され「第4.2版」となっています

「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第4.2版」の主な改訂部分は以下の通りです。  
協会ホームページにも載せていますので、ご参考にしてください。

<主な改訂部分>

- ・ 5 ページ「1. 病原体」に、新規変異株について追記
- ・ 13 ページ「3. 重症化のリスク因子」に、重症化マーカーについて追記
- ・ 18 ページ「【小児の川崎病に類似した症状との関連】」を修正・追記
- ・ 29 ページ「1. 重症度分類」の表の「臨床状態」欄を明確化して追記
- ・ 30 ページ「2. 軽症」に、silent hypoxia について追記
- ・ 31 ページ「【中等症Ⅱ 呼吸不全あり】」を修正・追記
- ・ 37 ページ「【レムデシビル】」の記載を添付文書に併せて改訂
- ・ 40 ページ「2. 日本国内で入手できる薬剤の適応外使用」について、現時点での新たな知見を踏まえて追記

## 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その35)」(2/26付事務連絡)

①昨年12月15日付の「臨時的な取扱い(その31)」で「令和3年度(令和3年3月診療分以降)の取扱いについては、令和3年度予算編成過程において検討すること」とされていた「乳幼児感染予防対策加算(医科100点、歯科55点)」は、引き続き2021年9月診療分まで継続されることとなった。

②2021年4月診療分から9月診療分まで、特に必要な感染症対策を講じたうえで診療等を実施した場合に新たに算定できる加算

1) 外来診療等及び在宅医療

医科外来等感染症対策実施加算 5点

歯科外来等感染症対策実施加算 5点

2) 入院診療

入院感染症対策実施加算 10点

③新型コロナウイルス感染症患者に対し、歯科治療の延期が困難で実施した場合に、「新型コロナ歯科治療加算(298点)」の算定ができる(2021年4月診療分以降)

※その他Q&Aも含め詳細は事務連絡本文で確認してください(協会ホームページに掲載)

## 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その36)」(2/26付事務連絡)

以下の点も含め9項目のQ&Aが示されています。

○「自宅・宿泊療養を行っている者」は、在宅医療や往診の対象となる。

○新型コロナウイルス感染症患者を障害者施設等入院基本料を算定する病棟に入院させた場合に算定する入院基本料

7対1入院基本料 → 急性期一般入院料7

10対1入院基本料 → 急性期一般入院料7

13対1入院基本料 → 地域一般入院料2

15対1入院基本料 → 地域一般入院料3